

意向確認型指名競争入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、上下水道局が発注する建設工事の請負契約に係る意向確認型指名競争入札（以下「意向確認型指名競争入札」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象とする工事)

第2条 意向確認型指名競争入札の実施の対象とする工事は、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に定める建設工事のうち、原則として、設計金額が1億5千万円以上5億円未満の建築一式工事及び土木一式工事とする。

(意向確認型指名競争入札の参加者の選定)

第3条 意向確認型指名競争入札の参加者は、建設業法第27条の23の規定による経営事項審査を受け、伊丹市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業契約に関する規程（昭和62年水管規程第3号）において準用する伊丹市契約に関する規則（平成3年伊丹市規則第37号）第14条に定める指名競争入札参加資格の認定を受けている者の中から、伊丹市上下水道局入札参加者等審査委員会に関する規程（昭和46年水管規程第1号）に基づいて設置された入札参加者等審査委員会が、対象となる工事の規模、内容等を考慮して審査し、その審査結果に基づいて管理者が選定するものとする。

2 前項の場合において、選定する参加者の定数は20とする。ただし、審査の結果、選定する参加者が20に満たない場合は、この限りでない。

(意向確認)

第4条 管理者は、選定された参加者に対し、当該入札に参加する意向の有無を、文書によって確認するものとする。

(指名通知)

第5条 意向確認型指名競争入札の指名は、前条に定める意向確認に対し、入札に参加する意向を文書によって表明した者に対し行

うものとする。ただし、その者の数が2に満たない場合においては、当該意向確認型指名競争入札は実施しない。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

付 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成15年4月25日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年3月13日から施行する。